第３次守口市子ども読書活動推進計画

令和７年４月

守　　口　　市

目　次

第１章　計画の策定にあたって　－１－

１　計画の策定の経緯と目的
２　計画の位置づけ
３　計画の期間
４　計画の対象

第２章　現状と課題　－３－

１　令和２年６月　守口市立図書館開館
２　第２次計画中の取り組み
３　子どもの読書活動に関する状況
４　課題

第３章　子どもの読書活動推進のための取り組み　－14－

１　第３次計画基本方針
２　推進のための施策
（１）乳幼児期の子どもに対する取り組み
（２）小学生に対する取り組み
（３）中・高校生に対する取り組み
（４）障がいのある子どもに対する取り組み
（５）関係機関等との連携と協働による施策の推進
（６）電子図書館サービスの拡充

計画の推進にあたって　－21－

本計画の進行管理

参考資料　子どもの読書活動の推進に関する法律　－22－

第１章　　計画の策定にあたって

1　計画の策定の経緯と目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、子どもたちの「生きる力」の基礎となるものです。

昨今の目まぐるしい ICT や人工知能（AI）の飛躍的な進化により、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等情報通信手段が普及・多様化し、誰でも気軽に多種多様な情報を得ることが容易となった現代においては、子どもたちが多くの情報から、それぞれの課題や目的に応じて必要なものを主体的に収集し、自らの責任で判断し活用する能力を身につけなくてはなりません。

また、学校教育においては、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等により、それまでの教科書や黒板による授業形態から、１人１台のタブレット端末やデジタル教科書、デジタル黒板といったデジタル機器や教材を活用する形態に変化しており、こうした時代や子どもたちを取り巻く環境の変化に合わせて、読書のあり方や読書環境を整備していくことが重要となっています。

本市では、平成 13 年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）に基づき、平成 23 年に「守口市子ども読書活動推進計画」（以下「第１次計画」という。）を、令和元年には第１次計画を更新し、「第２次守口市子ども読書活動推進計画」（以下「第２次計画」という。）を策定し、子どもが読書の大切さに気づき、親しみを持てる環境づくりを進めてきました。

令和２年６月には守口市立図書館（以下「市立図書館」という。）が開館しました。市立図書館については後述しますが、１階図書エリアに子ども図書コーナーを設ける等、子どもが気軽に図書に触れ読書に親しみをもってもらえるよう努めています。

しかしながら、依然として、本市の「全く読書をしない」子どもの割合は、全国平均よりも高い状況が続いており、子どもの読書習慣の定着が課題となっているため、読書習慣の定着に向け、関係機関と連携しながら、より一層の取り組みが必要となっています。

また、第２次計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大により、一定期間の外出制限や学校の臨時休校を余儀なくされ、市立図書館の開館も予定より２か月遅れるなどの多大な影響が生じ、子どもたちをはじめとする人々の行動パターンは大きく変化しました。こうした状況が第２次計画期間

中における子どもたちの読書活動にも影響を与えた可能性もあると考えられます。

「第３次守口市子ども読書活動推進計画」（以下「第３次計画」という。）では、これらの状況を踏まえ、第１次計画及び第２次計画の成果を引き継ぎつつ、時代や環境の変化に適切に対応しながらも守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動に取り組むことができる環境の整備をさらに推進していきます。

2　計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）第９条第２項の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和５年３月）及び「第４次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和３年３月）を基本としながら、市の上位計画である「第６次守口市総合基本計画」（令和３年３月）と、「第２次守口市教育大綱」（令和３年３月）、「守口市立学校図書館基本計画」（平成 30 年 10 月）、「第３次守口市生涯学習推進計画」（令和４年３月）等の関連計画と整合性を図り策定するものです。

3　計画の期間

令和７年度から令和１１年度までの５年間とします。

4　計画の対象

０歳から概ね 18 歳以下の者を対象とします。

第２章　　現状と課題

１　令和２年６月　守口市立図書館開館

令和２年６月１日、本市として初めての図書館法に基づく図書館として市立図書館が開館しました。

本市の図書施設として大きな役割を担ってきた、平成５年開館の守口市生涯学習情報センター「ムーブ 21」については、時代の変化や市民ニーズに対応すること等を踏まえ、新たな生涯学習・コミュニティ活動の拠点として、活性化することが求められたため、図書館法に基づく図書館に再生し、新たに市立図書館として、生まれ変わりました。

従来、図書館は常に静かであることが求められ、小さな子どもを連れた親子にとって図書館は入りづらいという意見を聞くことがありました。そこで、市立図書館は、赤ちゃんから高齢者まで多世代が利活用しやすい施設となるよう、図書等の貸出を中心とした資料と人をつなぐサービスを行うだけではなく、地域社会のつながりが希薄化している状況も踏まえ、市民の活動を支援するコミュニティ機能をも備えた生涯学習施設を併せ持った複合型公共施設となっており、滞在型図書館を目指しています。

【市立図書館】

場　　所：守口市大日町２丁目 14 番 10 号　大阪メトロ谷町線大日駅３番出口約 200m

開館時間：９：00～21：00

休 館 日：火曜日（祝日の場合は翌日）、12/29～1/3、資料整理期間

2　第２次計画中の取り組み

第２次計画では、

≪第２次計画の基本方針≫
　守口市の子どもたちが読みたいと思う本に出会い、読書を通じて豊かな心を育むとともに、それぞれの課題や目的に応じて必要な情報を主体的に収集し、自らの責任で判断し活用する能力が身につけられるよう、令和２年（2020 年）４月に開館予定の守口市立図書館、学校図書館、関係機関が連携し、子どもたちの年代や特性に応じた読書活動推進のための取り組みを進めていきます。

を基本方針として、子ども読書活動の推進に取り組みました。
　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、一定期間外出等の制限、学校等の教育施設やその他の公共施設等が臨時休業や時間の短縮があったものの、以下の取り組みを進めてきました。

（1）乳幼児期の子どもに対する取り組み

　親子で絵本に親しむ機会を提供するため、定期的におはなし会や読み聞かせを実施しました。また、保護者に対して家庭での読書の大切さ等について啓発や情報提供を行いました。

★市立図書館での取り組み

- 「お話の部屋（キッズコーナー）」を設置しました。また乳幼児と保護者がゆったりと本に親しめるようレイアウト面にも配慮しました。
- 親子で絵本に親しむ機会を提供するため、定期的におはなし会を開催しました。
- 読書の大切さ等について啓発を行うため、「子ども読書の日（４月 23 日）」や「読書週間（10 月 27 日から 11 月９日）」に絵本作家等の講師を招き、絵本ライブを開催しました。
- 親子で図書館に足を運ぶきっかけや図書館を身近に感じてもらえるよう、図書館まつりや図書館でおしごと体験会等様々な講座やイベントを数多く開催しました。

★【文化センター、児童センター、子育て世代包括支援センター、コミュニティセンター】での取り組み

- 文化センターでは、図書室の開室時間を、令和６年４月より全日９時から 21 時（休館日を除く。）に延長しました。また、利用者のニーズに合った児童書を収集し、配架しました。
- 児童センターでは、子育て講座として「子どもの育ちと絵本」を開催しました。
- 子育て世代包括支援センターでは、もりランドにて定期的に読み聞かせ会を開催し、併せて、保護者の相談にも応じました。
- 子育て世代包括支援センターでは、「ブックスタート事業」として、４か月児を対象に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しいひとときを持つようなきっかけづくりを支援しました。
- コミュニティセンターでは、定期的に、『おはなし会』や『絵本でほっとタイム』等を開催しました。

★認定こども園での取り組み

- １～５歳児クラスでは、園児の手の届くところに絵本をおき、自由に絵本を手にできる環境を作りました。また、配架している絵本についても季節や成長に合わせて絵本の種類を変えました。
- 月２回絵本の貸出を実施し、親子で絵本に触れる機会を作りました。
- クラスで読んだ絵本については、毎回掲示し、紹介しました。
- 年３回おはなしサークルによる『おはなし会』を開催しました。

（２）小学生に対する取り組み

小学生がより多くの図書と出会えるよう、小学生のニーズに合った蔵書を配架することに努め、市立学校間での蔵書データの共有化等学校図書館の整備も行いました。また、市立図書館において、学校等が団体貸出を実施しやすい環境づくりのため、学校への図書の配本や貸出パックの創設に取り組みました。

★市立図書館での取り組み

- 市立小学校等新１年生全員を対象に図書りようしゃカード申込書及び読書通帳を配付しました。

- 団体貸出の際に、市立図書館から学校への図書の配本を開始しました。
- 学校等が気軽に団体貸出をできるように貸出パックを創設しました。

★学校での取り組み

- 読書の大切さ等の周知や読書好きの小学生を増やすため、図書だよりの発行、ポスター掲示及び特集コーナーの設置等啓発活動を行いました。
- ボランティアの方々の協力のもと、本の読み聞かせやブックトーク等を実施し、学校図書館の毎日開放にも取り組みました。
- 各校の読書の取り組みについて、web 会議システムを用いて、情報共有を行いました。
- 日々の読書量の目標を設定し、朝読書を実施する等、読書習慣の定着に向け、取り組みました。また、学級文庫の充実も図りました。
- 学校図書館に読書・学習スペースを設置する等レイアウト面にも工夫をしました。
- 小学生が関心の高い蔵書や学習に活用できる資料の充実を図るため、アンケートを実施し、小学生のニーズにあった蔵書等を配架できるよう取り組みました。
- 大阪府事業として学校図書館を利活用した授業を実践している学校（学校図書館を充実・活用するためのモデル校）の取り組みを共有し、学校図書館を利活用した授業づくりを推進しました。
- 守口市読書感想文コンクールを開催し、優秀作品等については、守口市教育委員会のホームページに掲載し、小学生の読書活動の成果を発信しました。また、読書感想文に取り組むための支援として「読書感想文のすすめ」というポータルサイトを作成し、一人一台配付されている端末に配信しました。
- 守口市教育センターのホームページに「読書カード」・「学習計画カード」・「自主学習のヒント」を掲載し、読書の推進を図りました。
- モデル校の図書館整備事業を実施しました。学校図書館の場所を児童の使いやすい教室に移転させ、手に取りやすい分類で配架しました。
- 令和５年 10 月より市立学校全校で図書システムを導入し、学校間で蔵書データを共有することが可能となりました。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により家庭での学習時間が増えることを踏まえ、令和２年度において、自学自習の支援及び読書活動推進の一環として、全ての児童に図書カードを配付しました。

★児童クラブでの取り組み

- 市立図書館の団体貸出を月１回活用し、支援員による読み聞かせを実施しました。
- 児童クラブ室の蔵書の充実を図り、図書に親しめるような環境づくりにも努めました。
- 年１回おはなし会を開催しました。

（３）中・高校生に対する取り組み

中・高校生は活動範囲が広がるため、読書から遠ざかる傾向にあることから、市立図書館では読書習慣の定着に向け、読書の大切さを周知しつつ、ゲーム感覚で楽しめる読書イベント等を開催するとともに、中・高校生が興味を示すニーズに合った蔵書の配架に努めました。また、市立学校図書館には、読書・学習スペースを設置する等、読書活動の環境づくりにも取り組みました。

★市立図書館での取り組み

- 中・高校生に向けた書架の充実を図り、調べ学習のイベントを開催しました。
- ビブリオバトル*[1]を実施しました。
- 団体貸出の際に、市立図書館から学校への図書の配本を開始しました。

*[1]ビブリオバトル：発表者がおすすめの本の魅力を５分間程度紹介し合い、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」を投票で決めるゲーム感覚で楽しめる書評合戦。

★学校での取り組み

- 読書の大切さ等の周知や読書好きの生徒を増やすため、図書だよりの発行、ポスター掲示及び特集コーナーの設置等啓発活動を行いました。
- 中学校では、ボランティアの方々の協力のもと、ブックトーク*[2]等を実施し、学校図書館の毎日開放にも取り組みました。

- 中学校では、各校の読書の取り組みについて、web 会議システムを用いて、情報共有を行いました。
- 中学校では、日々の読書量の目標を設定し、朝読書を実施する等、読書習慣の定着に向け、取り組みました。また、学級文庫の充実も図りました。
- 中学校では、学校図書館に読書・学習スペースを設置する等レイアウト面にも工夫をしました。
- 中学校では、中学生が関心の高い蔵書や学習に活用できる資料の充実を図るため、アンケートを実施し、中学生のニーズにあった蔵書等を配架できるよう取り組みました。
- 中学校では、大阪府事業として学校図書館を利活用した授業を実践している学校（学校図書館を充実・活用するためのモデル校）の取り組み内容を共有し、学校図書館を利活用した授業づくりを推進しました。
- 中学生に対して、守口市読書感想文コンクールを開催し、優秀作品等については、守口市教育員会のホームページに掲載し、中学生の読書活動の成果を発信しました。また、読書感想文に取り組むための支援として「読書感想文のすすめ」というポータルサイトを作成し、一人一台配付されている端末に配信しました。
- 守口市教育センターのホームページに「読書カード」・「学習計画カード」・「自主学習のヒント」を掲載し、読書の推進を図りました。
- モデル校の図書館整備事業を実施しました。学校図書館の内装を見直し、生徒が来館したいと感じる魅力ある場所になるよう整備し、わかりやすい分類で配架しました。
- 大阪府の学校図書館担当職員配置を活用して中学校区で学校図書館の充実促進に取組みました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により家庭での学習時間が増えることを踏まえ、令和２年度において、自学自習の支援及び読書活動推進の一環として、全ての生徒に図書カードを配付しました。

*[2]ブックトーク：あるテーマに沿って、ジャンルの異なる複数の本を紹介する取り組み。様々なジャンルの本に触れることができる。

（4）障がいのある子どもに対する取り組み

障がいのある子どもたちがそれぞれの障がいの程度や興味に応じた本に出会えるよう、資料の充実や関係機関との連携の強化に努めました。

★市立図書館での取り組み

- 音訳、点訳図書、LL ブック*[3]等利用者のニーズにあった資料等を配架しました。
- 障がいのある子どもたちの読書をサポートするため、拡大読書器の設置や対面朗読サービスを実施しました。

*[3]LL ブック：知的障がいのある人や母語を異にする人等、読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本。やさしめにわかりやすく書かれた文章、絵記号（ピクトグラム）、イラスト、写真等を使って作られている。

★学校での取り組み

- 日本十進分類法*[4]の分類をより細分化して配架する等、誰でもわかりやすい本の配置をめざして、取り組みました。
- 障がいのある児童・生徒のニーズに応じた LL ブック*[3]や点字図書等の配架に努めました。

*[4]日本十進分類法：日本十進分類法（NDC）は、日本の図書館で広く使用されている図書分類法。

★わかくさ・わかすぎ園での取り組み

- 「朝の会」や「終わりの会」で絵本の読み聞かせを行いました。また、大型絵本での読み聞かせも行いました。
- 保護者に対して絵本の紹介等を行いました。

（5）関係機関等との連携と協働による施策の推進

子どもの読書活動を一層推進するため、関係部局の連携を強化するとともに、ボランティアや民間団体等とも連携・協力しあう体制の整備に取り組みました。

- 団体貸出の際に、市立図書館から学校への図書の配本を開始しました。
- 市立図書館、文化センター及び各コミュニティセンターは、図書システムを連携させており、配本についても実施しました。

- 図書館司書と市立学校司書教諭及び学校図書館司書との合同研修会を実施しました。
- 学校図書館司書の会議に図書館司書が参加し、連携を図りました。
- 子どもの読書活動に関わるボランティアの養成やスキルアップのため、おはなしボランティア「養成講座」や「ステップアップ講座」を実施しました。

3　子どもの読書活動に関する状況

「読書が好き」と答えた守口市の子どもの割合は、令和５年度の調査では小学生で37.5%、中学生で 25.8%となっており、令和元年度の調査と比較すると小学生・中学生ともに 10%程度減少しています。さらには、全国及び大阪府の平均よりも低い割合となっています。

『読書は好きですか』

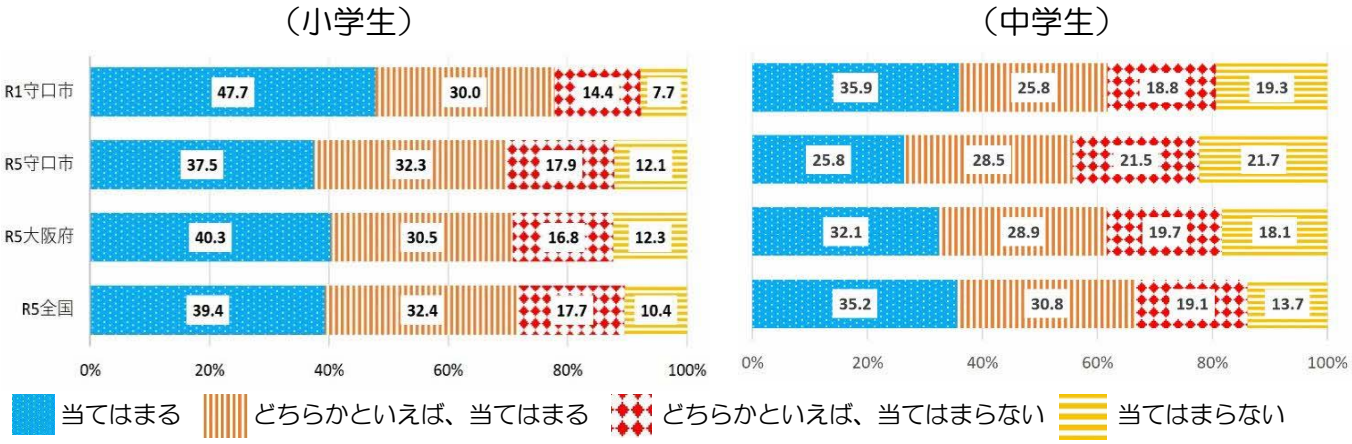

＊「令和５年度　全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

また、「普段、家や図書館で読書を全くしない」と答えた守口市の子どもの割合は、令和５年度の調査では小学生は 26.2%、中学生で 52.7%となっており、令和元年度より小学生は５%程度、中学生では 1%程度増加しています。小学生・中学生とも全国の平均より高い割合となっています。

『家や図書館で、（月～金曜日）どのくらいの時間、読書をしますか』

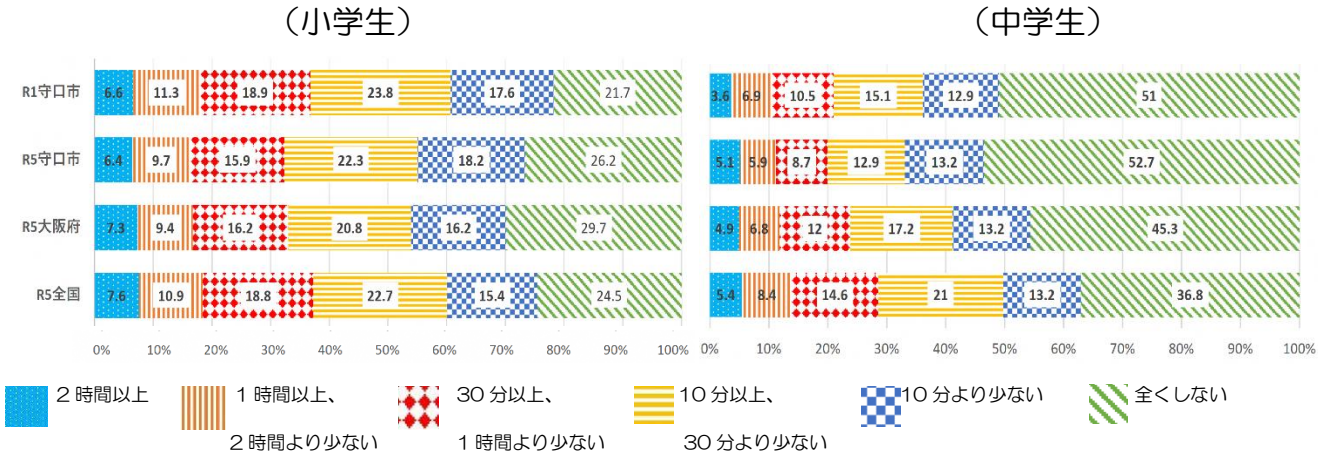

＊「令和５年度　全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

次に、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りるために学校図書館や地域の図書館にほとんど、または、全く行かない」と答えた守口市の子どもの割合は令和５年度の調査では小学生で 50.1%、中学生では 70.4%となっています。小学生・中学生ともに国及び大阪府の平均値より高い割合となっています。

『学校図書館や地域の図書館にどのくらい行きますか』

（小学生）　（中学生）

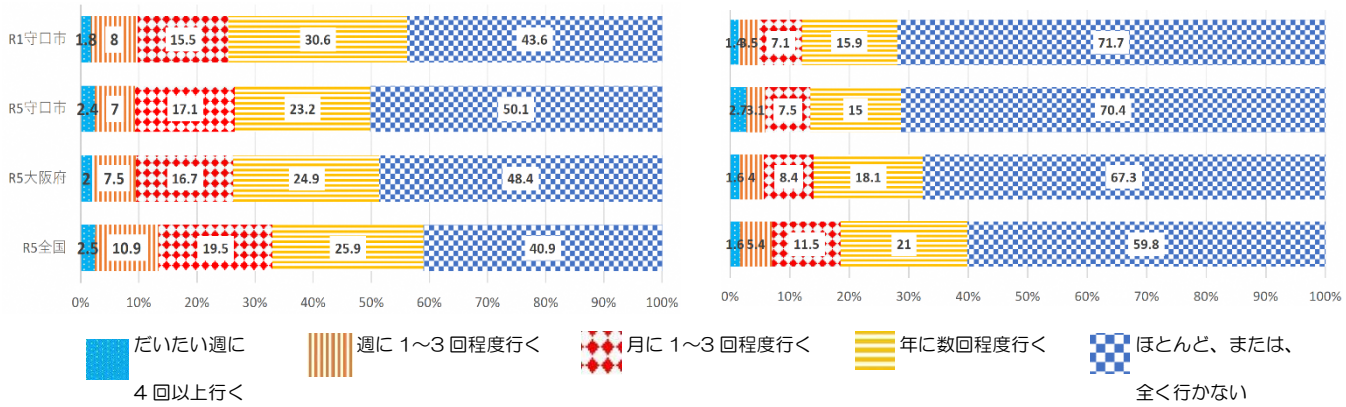

＊「令和５年度　全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

さらには、令和元年度に大阪府が実施した調査によると、「本を全く読まない」と回答した子どもの割合は、小学５年生では 11.2%、中学２年生では 25.3%、高校２年生では 47%となっています。年齢が上がるにつれて、本を読まない子どもが増加しており、高校２年生では半数近くが本を全く読んでいないという結果になっています。

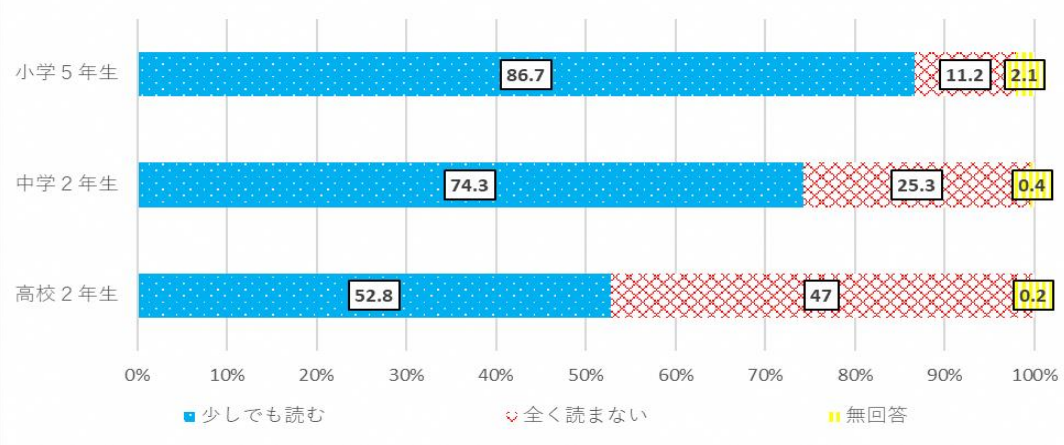

＊「令和元年度大阪府子ども読書活動調査」（大阪府教育庁）

4　課題

第１次計画期間の取り組みの成果として読書が好きな子どもは上昇傾向でしたが、第２次計画期間中は 10%程減少しました。

また、依然として読書を全くしない子どもの割合は国の割合に比べて高く、年齢が上がるにつれてその割合が増える傾向があり、高校２年生では半数近くが読書をしないという結果となっており、読書習慣の定着が課題です。

読書は、幼少期に保護者等が本の読み聞かせを行うことで読書習慣の定着に効果があると考えられることから、読み聞かせ会等の取り組みをより一層充実させ、また家庭でも保護者が子どもと一緒に読書をする時間を作る等、幼少期から読書に親しめるような環境づくりが必要となっています。

さらに、小・中学校期においては、図書館の利用率の低さも課題となっています。その要因として、児童生徒にとって学校図書館が魅力的な場所になっていないことが考えられます。これらのことから、学校図書館を児童生徒にとって「居心地がよく、いつでも気軽に利用したくなる魅力ある場所」となるように工夫していくことで、読書習慣の定着を図ることが必要です。

今後は、子どもの読書習慣の定着に向け、子どもたちの興味を掻き立て、読書が好きと回答する子どもが増加するような施策を推進するため、保護者の協力も得ながら、関係機関が連携し、幼児期から各年代に応じた読書の取り組みを進めていく必要があります。

第３章　　子どもの読書活動推進のための取り組み

１　第３次計画基本方針

第２次計画は、世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で取り組みが不完全だったことから、第３次計画では、基本的には第２次計画の取り組みをそのまま引き継ぎ、拡充を図ります。守口市の子どもたちの読書習慣の定着に向け、市立図書館や学校図書館及び図書室等を備えたその他の公共施設が連携し、子どもたちが興味あるものや好きなもの等、ニーズに合った蔵書や資料を配架する等、読書をしたいという気持ちを掻き立てるような取り組みを進めていきます。

２　推進のための施策

（１）乳幼児期の子どもに対する取り組み

乳幼児期に読み聞かせを通じて読書に触れることが、その後の読書習慣を形成する上で重要な役割を担っているとされていることから、引き続き、おはなし会等を実施し、幼児と保護者が一緒となり読書に親しむ機会の充実に努めます。

★市立図書館での取り組み

- 定期的におはなし会を開催し、親子で絵本に親しむ機会を提供します。
- 「子ども読書の日（４月 23 日）」や「読書週間（10 月 27 日から 11 月９日）」を記念したイベントを開催し、幼児が絵本等に触れるきっかけとなる機会を提供します。また、保護者に対しても読み聞かせの大切さ等の啓発を行います。
- 親子で市立図書館に足を運ぶきっかけとなり、市立図書館を身近に感じてもらえるようなイベントや各種講座の拡充を図ります。
- 乳幼児と保護者がゆったりと本に親しめるよう「おはなしの部屋（キッズコーナー）」の充実を図ります。
- おすすめの絵本を紹介したり、絵本選びについてアドバイスを行う等、保護者の読書相談にも応じます。

★【文化センター、こども家庭センター*[5]、コミュニティセンター】での取り組み

- 文化センターでは、図書室において親子で楽しめるようよみきかせ会を開催します。また、児童図書コーナーの充実にも努めます。
- こども家庭センター*[5]では、「ブックスタート事業」として、４か月児健康診査の際に、絵本をプレゼントし、併せて、４か月児健康診査の対象児及びその保護者に向けて読み聞かせ等の講座を開催することで、赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しいひとときを持つようなきっかけづくりを支援することに努めます。
- こども家庭センター*[5]では、定期的によみきかせ会を開催し、保護者の読書相談にも応じます。また、各コミュニティセンターで実施される読み聞かせ講座に子育てアドバイザーが参加し、子育て相談に併せて読書相談にも応じます。
- コミュニティセンターでは、定期的におはなし会等の読み聞かせや本に関する講座等、子どもの読書への動機づけとなるような行事の開催に努めます。

*[5] こども家庭センター：令和６年 10 月１日より子育て世代包括支援センターでの事業は、新設のこども家庭センターが引き継ぎました。

★認定こども園での取り組み

- 子どもたちが興味を示しているものや成長に合わせた内容の絵本を準備する等、子どものニーズに合った絵本の整備に努めます。また、子どもの手に届くところに絵本を配架する等、絵本を身近なものとして感じるような図書スペースづくりに取り組みます。
- 日々の保育を通して、子どもが絵本に興味を持つような環境を整えながら、保護者へは読み聞かせをしてほしい絵本を積極的に紹介します。
- 園にて、おはなしサークル等の協力を得て、読み聞かせ会を開催したり、毎月絵本の貸出日を設ける等、本に触れあうという楽しさを充分に味わえるように努めます。

（２）小学生に対する取り組み

本を読む習慣や本を通じて物事を調べる習慣は、子どもの時期から確立していくことが重要です。小学生は、その礎を築く上で大切な時期であり、幅広く読書を楽しみながら、内容や要旨をとらえる等の基本的な読む能力や読書を通して考えを広げたり

深めたりする能力等を身につけていかなければならないため、読書習慣の定着に向け、小学生がより多くの本と触れる機会を創出するための取り組みを進めていきます。

★市立図書館での取り組み

- 小学生が市立図書館を活用できるよう、市立小学校等新１年生全員に図書りようしゃカード申込書及び読書通帳を配付します。また、市立図書館の使い方に関するオリエンテーションや出前講座を実施します。
- 小学生が市立図書館に足を運ぶきっかけとなるよう、小学生の市立図書館見学の受け入れを実施します。
- 参考資料やレファレンスサービス*[6]を充実させ、小学生の調べ学習・自主学習の支援を行います。
- 学校等に対して団体貸出の実施がしやすい環境づくりやおはなしボランティアの派遣等、学校での読書活動の支援に努めます。

*[6]レファレンスサービス：資料や情報を求めている利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス。

★学校での取り組み

- 第２次計画中に「読書が好き」と回答した小学生が減少したことを受け、本計画中で読書好きの小学生を増やすため、図書だよりの発行や啓発ポスターの掲示をはじめ、ボランティア等の協力による読み聞かせやブックトーク等を実施します。また、学級文庫の充実や特集コーナーを設置する等小学生が読書を好きになるような取り組みを行います。
- 学校の授業以外で読書を全くしない割合が国の平均より高くなっている現状を鑑みて、児童の読書習慣が定着するよう、日々の読書量の目標を設定しつつ、ボランティア等の協力を得ながら学校図書館の毎日開放に努めるとともに、朝読書の実施や読書週間の設定等に取り組みます。
- 小学生が利用したくなる学校図書館となるよう、読書・学習スペースを設置する等レイアウト面にも工夫し、調べ学習等ができる環境づくりに取り組みます。
  また、小学生の関心の高い蔵書や学習に活用できる資料をアンケート等で調査し、ニーズにあったものを配架するように努めます。

- 各教科等における探究的な学習で学校図書館を利活用できるような授業づくりを行います。
- 読書感想文に意欲的に取り組めるよう読書感想文コンクールを開催します。また、読書感想文に取り組むための支援として、ポータルサイト等を作成します。
- 教育センターのホームページに「読書カード」や各種参考サイト等を掲載し、読書活動の一助となるよう取り組みます。

★児童クラブでの取り組み

- 市立図書館が実施する団体貸出及び図書館の出前事業の活用に努めます。
- 児童クラブ室に配架する蔵書の充実を図り、入会児童室については、各クラブに配架する蔵書を定期的にクラブ間で巡回させる等、児童が図書に親しむ機会の拡充に努めます。
- 各種読み書かせ事業の活用に努めます。

（3）中・高校生に対する取り組み

中・高校生は、活動範囲が広がり、興味事や関心事が増えるとともに、勉強やクラブ活動等で多忙となる時期であることから、読書に時間を割くことができなくなり遠ざかる傾向にあります。その多忙の中でも、読書の重要性を感じ、積極的に自ら読書に取り組めるよう、市立図書館等で読書に関するイベントや講座を開催し、読書活動を推進していきます。

★市立図書館での取り組み

- 利用者のニーズに合った自主学習やグループ学習に活用できる資料の収集に努め、中・高校生向けの調べ学習イベントの充実を図ります。
- 中・高校生が自ら読書に興味を持ち、読書意欲を刺激するような書架のレイアウトに努めます。また、中・高校生に向けたＹＡ書架（ヤングアダルト書架）の拡充に取り組みます。
- ビブリオバトル*[1]等、中・高校生が互いに本の魅力を伝え合うようなイベントを企画していきます。

- 学校等に対して団体貸出の実施がしやすい環境づくりやおはなしボランティアの派遣等、学校での読書活動の支援に努めます。

★学校での取り組み

- 第２次計画中に「読書が好き」と回答した生徒が減少したことを受け、本計画中で読書好きの生徒を増やすため、図書だよりの発行や啓発ポスターの掲示をはじめ、図書委員会によるおすすめ本の紹介等各校に見合った読書活動の取り組みを実施します。また、学級文庫の充実や特集コーナーを設置する等生徒が読書を好きになるような取り組みの拡充を図ります。

- 学校の授業以外で読書を全くしない割合が国の平均より高くなっている現状を鑑みて、生徒の読書習慣が定着するよう、日々の読書量の目標を設定しつつ、ボランティア等の協力を得ながら学校図書館の毎日開放に努めるとともに、朝読書の実施や読書週間の設定等に取り組みます。

- 生徒が利用したくなる学校図書館となるよう、読書・学習スペースを充実させる等レイアウトを工夫するとともに、アンケートを実施しながら生徒のニーズにあった蔵書や学習に活用できる資料を配架し、パソコン等のハード面も整備しながら、計画的に読書環境の整備に取り組みます。

- 各教科等における探究的な学習で学校図書館を利活用できるような授業づくりに取り組みます。

- 読書感想文に意欲的に取り組めるよう読書感想文コンクールを開催します。また、読書感想文に取り組むための支援として、ポータルサイト等を作成します。

- 教育センターのホームページに「読書カード」や各種参考サイト等を掲載し、読書活動の一助となるよう取り組みます。

（４）障がいのある子どもに対する取り組み

障がいのある子どもたちがそれぞれの障がいの程度や興味に応じた本に出会えるよう、資料の充実や関係機関との連携に努めます。

★図書館での取り組み

- 音訳，点訳図書，LL ブック*[3]等の資料を量・質とも充実させるよう努めます。

- 障がいのある子どもたちの読書をサポートするため、拡大読書器や対面朗読等の利用を促進します。

★学校での取り組み

- 障がいのある児童生徒のニーズに合った点字資料や点字付き絵本等の充実に努めます。
- 障がいのある児童生徒が学校図書館を利用しやすいようユニバーサルデザインに基づいた分類や掲示に努めます。

★わかくさ・わかすぎ園での取り組み

- 一人ひとりの子どもたちに対して、個々に興味や関心を持ってもらえる本を今後も引き続き提供するように努めます。
- 絵本の読み聞かせを実施するとともに、園保有の絵本数の充実にも努めます。

（５）関係機関等との連携と協働による施策の推進

子どもの読書活動をより一層推進するためには、関係部局が連携を強化することはもちろんのこと、民間団体やボランティアとも連携しながら、横断的な取り組みが必要となってくることから、その体制の整備に努めます。

- 市立図書館司書や司書教諭及び学校司書との合同研修会を実施する等、連携しながら担当者の資質の向上に取り組みます。
- 子どもの読書活動に関わるボランティアの養成やスキルアップのための講座を開催し、人材の確保に努めます。
- 市立図書館と小学校図書館のシステム連携の検討を深めていく等、市内の各施設で所蔵している資料をより効率的に利活用できる環境の構築に努めていきます。

（６）電子図書館サービス*[7]の拡充

デジタル化が進む中、情報取集の媒体が紙ベースからタブレット端末等のデジタル機器へと移行している現状を踏まえ、新しい時代に対応した読書のあり方として、電子図書館サービス*[7]を導入しました。電子図書館サービス*[7]は、図書館に来館しなく

ても読書が楽しめる環境を整備し、普段から図書館を利用しない方や図書館に来館することが難しい障がいのある方等が図書館サービスを利用しやすい環境を整えることを目的としているため、電子図書館サービス*[7]のさらなる拡充に取り組みます。

- 電子図書館サービス*[7]をより多くの方々に利用していただくため、電子書籍の蔵書数の増加や内容を充実させる等、電子図書館サービス*[7]の更なる拡充を図ります。

*[7]電子図書館サービス：デジタル化された書籍をパソコンやタブレット、スマートフォン等で、いつでもどこでも検索，貸出，返却，閲覧，予約等ができる非来館型のサービス。

計画の推進にあたって

本計画の進行管理

本計画における子ども読書活動推進に関する施策を総合的・効果的に実施していくために、本市市民生活部生涯学習・スポーツ振興課が主体的となり、関係部署と連携しながら、計画の進行管理を定期的に行い、施策の実現に向けて取り組んでいきます。

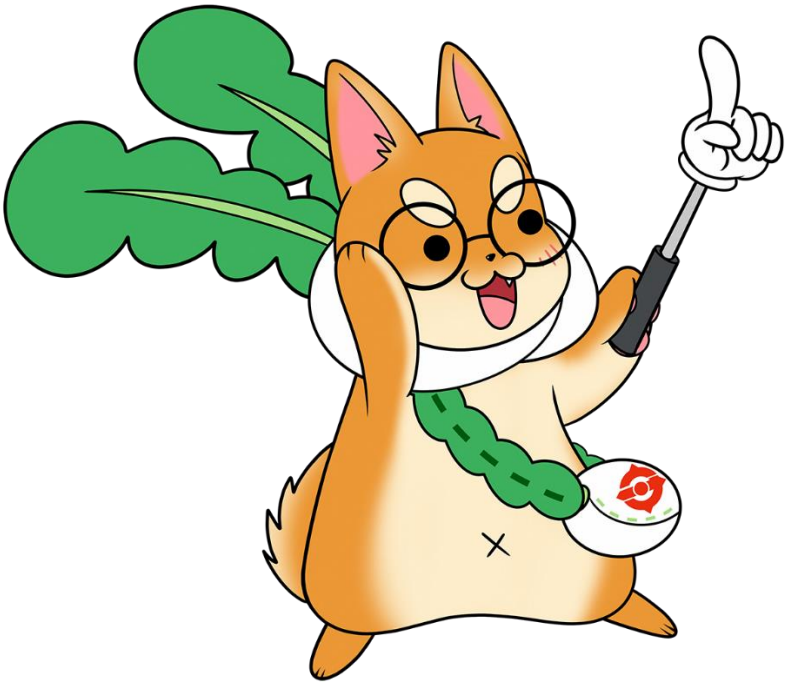

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号〕

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子どもの読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子どもの読書活動基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
３　前項の規定は、子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（都道府県子どもの読書活動推進計画等）
第九条　都道府県は、子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は、子ども読書活動推進計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
４　前項の規定は都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。
３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

第３次守口市子ども読書活動推進計画

令　和　７　年　４　月
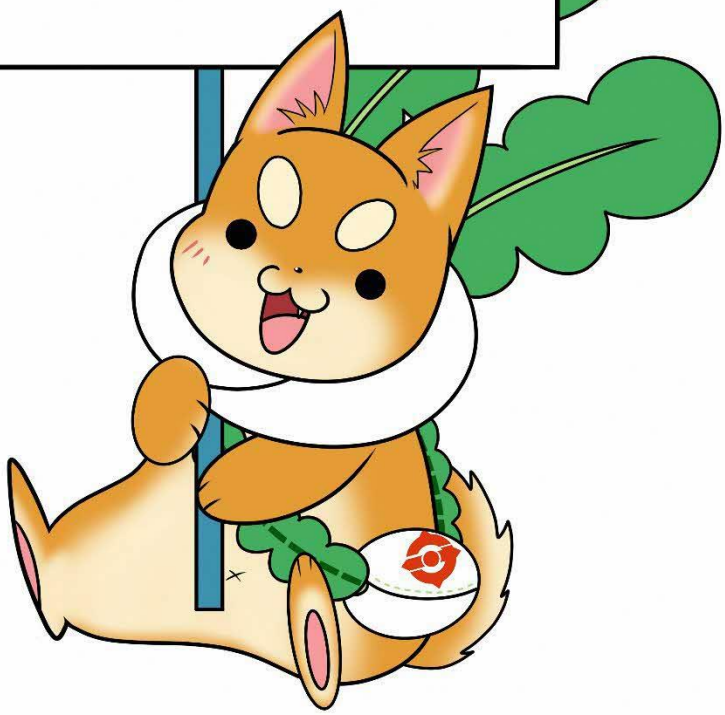
守口市　市民生活部生涯学習・スポーツ振興課